

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令等について（高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の廃止、制定に伴う改正）

令和 3 年 1 月

経済産業省  
産業保安官  
鉱山・火薬類監理官付

## 1. 概要

一昨年度、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に関連した告示について、耐震設計の方法等を詳細に定めていた「高圧ガス設備等耐震設計基準」（以下、旧告示という。）を廃止し、高圧ガス設備等に求められる耐震性能について定める「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」（以下、新告示という。）を新たに定めることとし（平成 30 年 11 月 14 日制定、令和元年 9 月 1 日施行）、併せて関係省令の改正が行われた。

### ＜改正理由＞

- ① 高圧ガス設備等における耐震性について、画一的な方法による評価ではなく、地域ごとに設定される想定地震動に応じた評価に基づき設計が行われることが必要。
- ② 今後、耐震性能の評価方法についても、最新の知見に基づく様々な方法が確立されていくことが予想されることから、柔軟にこれらを取り入れることができる様な法体系とすることも必要。

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の鉱山に所在する鉱業を行うための設備内における高圧ガスについては、高圧ガス保安法第 3 条第 1 項第 4 号の規定により、同法の適用が除外されている。

このため、鉱山における高圧ガス設備等においても、高圧ガス保安法関連の高圧ガス設備等と同等の耐震性能を有するよう規定する必要があることから、新告示の施行に伴い、鉱山保安法関連で高圧ガス設備の耐震性能を規定している鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令及び同技術指針について所要の改正を行う。

## 2. 具体的な改正内容

○「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令」第 25 条第 3 項の規定及び「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針」第 21 章の規定を改正

高圧ガス保安法の関連省令と同様に、高圧ガス設備（高圧ガス製造施設、高圧ガス貯蔵所、高圧ガス処理プラント）等の耐震性能に関しては、具体的な基準を定めた旧告示を引用する規定から性能規定化した新告示の規定ぶりに、配管の説明については、旧告示の引用から具体的な内容を省令に記述する規定に改める。

## 3. スケジュール

令和 3 年 1 月中	パブリックコメント開始
令和 3 年 4 月 1 日	公布（施行は令和 3 年 10 月 1 日を予定）

<参考条文>

○高圧ガス保安法（抄）

（昭和二十六年法律第二百四号）

（適用除外）

第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。

一～三 （略）

四 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項の鉱山に所在する当該鉱山における鉱業を行うための設備（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

五 （以下略）

○高圧ガス保安法施行令（抄）

（平成九年政令第二十号）

（適用除外）

第二条 法第三条第一項第四号の政令で定める設備は、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理する設備とする。